



～ アナログ規制の見直し先駆取組を紐解く ～

【 技術検証事業の現状報告 】

リモート監査システム等を活用した 施設・設備等の遠隔検査の実証

(実証類型番号 8)

株式会社オーイーシー
DX・海外連携推進室
川野 芳樹



1. 会社概要

2. 実証について

(対象業務、概要、アプリケーション、スケジュール)

3. 実施内容

(内容、実証の様子、結果)

4. 評価及び分析

(評価、分析、課題)

1. 会社概要



商号

株式会社 オーイーシー

代表者

代表取締役会長 森 秀文
代表取締役社長 加藤 健

設立

1966年

資本金

1億円

従業員数

562名 (2023年06月01日現在)

株主

株式会社 アステム / 株式会社 トキハ / 株式会社 大分放送 / 西日本電線 株式会社 / 大分合同新聞社 / 三和酒類 株式会社 / 株式会社 大分銀行 / 府内産業 株式会社 / オーイーシー社員持株会

事業所



1. 会社概要

ソフトウェア開発

(ナースコール支援システム tasCare)



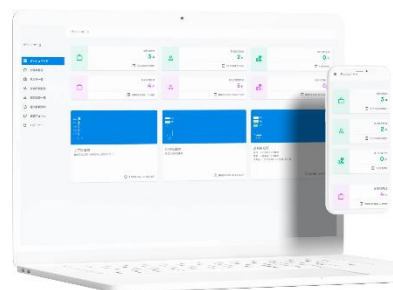
自治体

民間

医療

文教

DX推進



(遺失物管理システム pickture)



(ドローン物流 実証実験)

教育



(プログラミング教育)



(SDGs研修)



(CO2排出量マネジメントサービス carbonote)

D X

A I

宇宙

2. 実証について

対象業務（法令）

火薬類取締法施行細則第8条第2項に係る実地調査（大分県）

実証の概要

【従来】

- ・ 申請書により火薬類を安全に貯蔵できる措置がとられていることを審査
- ・ 申請内容と現地の措置の状況が一致していることを実地調査にて確認

【今回】

Web会議形式にて同様の内容・同等の精度で確認できるかを検証

※オーイーシー開発
「Online Communication System」を使用



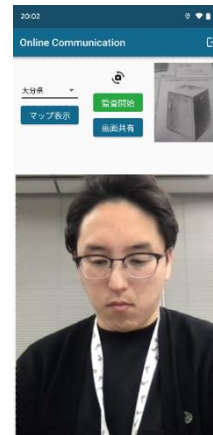
2. 実証について

アプリケーション

(ブラウザ版)



(Android版)



【機能】

- ・ログイン機能
- ・監査先設定機能
- ・遠隔通信（Web会議）機能
- ・カメラ切替機能
- ・画面共有機能
- ・位置情報取得（表示）機能
- ・ログ取得（表示）機能

スケジュール

【10月】

大分県様・協力店舗様との調整

【11月】

システム準備と実証実験

【12月】

評価・分析

実施項目	10月		11月			12月			1月		
	中旬 (11~20)	下旬 (21~31)	上旬 (01~10)	中旬 (11~20)	下旬 (21~30)	上旬 (01~10)	中旬 (11~20)	下旬 (21~31)	上旬 (01~10)	中旬 (11~20)	下旬 (21~31)
実施計画	→										
要件確認等	→										
システム調整	→										
実証実験											
実証実験の準備等					→						
実証実験の実施					● ●						
評価・分析等											→

3. 実施内容

実証の内容

【対象店舗】 2店舗（店舗A、店舗B）

【実施日】 店舗A：11月21日（火） 店舗B：11月24日（金）

【詳細】

（審査をする側）



パソコンを使用

（申請側）



スマホを使用

- ① 事務所内にて遠隔通信（Web会議）機能により会話を実施
- ② 貯蔵場所にて設備等を撮影することで確認を実施（位置情報もあわせて確認を実施）

※審査の実効性を担保するため、貯蔵場所等、撮影している場所の位置情報を確認

実証はシナリオ（A・B）に沿って実施

（シナリオA）

検査項目	検査方法(シナリオA)	申請側(店舗)の対応
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-1 号)。 火災及び避難禁止標識をヒアリングし、実際の対応について確認すること。	火災及び避難禁止標識をヒアリングし、実際の対応について確認すること。	火災及び避難禁止標識をヒアリングし、実際の対応について確認すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 21 条-1 号)。 火災警報の発令時には、必要がある場合は立ち入り禁止となること。	ヒアリングにて確認。	口頭で説明。
海外地域の消防上の基準 (規程 21 条-2 号)。 火災警報の発令時には、必要がある場合は立ち入り禁止となること。	ヒアリングにて確認。	口頭で説明。

口頭

（シナリオB）

検査項目	検査方法(シナリオB)	申請側(店舗)の対応
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-1 号)。 火災及び避難禁止について確認すること。	設備の状態をヒアリングし、実際の対応を確認すること。	設備の状態をヒアリングし、実際の対応を確認すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-1 号)。 設備の内部は、確認すること。	設備の内部を撮影すること。	設備の内部を撮影。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備には、避難を禁止するための自動警報装置を設置すること。定期的にその機能を点検し、作動するように維持すること。	避難を禁止するための自動警報装置についてヒアリングし、実際の設置を確認すること。	避難を禁止するための自動警報装置についてヒアリングし、実際の設置を確認すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-1 号)。 設備には、検知を兼ね、責任者を定めて、仕組みと火災警報の発令及び避難禁止の旨の年毎且常に両方の特徴及び責任をその都道府県に届出すること。	検知を兼ね、責任者を定めて、仕組みと火災警報の発令及び避難禁止の旨の年毎且常に両方の特徴及び責任をその都道府県に届出すること。	検知を兼ね、責任者を定めて、仕組みと火災警報の発令及び避難禁止の旨の年毎且常に両方の特徴及び責任をその都道府県に届出すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-1 号)。 火災警報は、設備に接続して遠隔通信で送信すること。	遠隔通信されているかを確認すること。	貯蔵場所を撮影。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、金属製のコンクリートに厚さ 1.2mm 以上の鋼板を、かつ、適切な耐火性を有し、その他の防火性能を有するものとして、これと同程度の性能を有するものとする。	設備の外装は、金属製のコンクリートに厚さ 1.2mm 以上の鋼板を、かつ、適切な耐火性を有し、その他の防火性能を有するものとして、これと同程度の性能を有するものとする。	貯蔵場所を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 16 条-4 号-2 号)。 設備の外装は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を使用したもの又はこれと同程度の性能を有し、かつ、これと同程度の性能を有するものとし、設を使用する等の避難防止の性能を有すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。	設備とその他を撮影。また、設備の外装を撮影すること。
海外地域の消防上の基準 (規程 21 条-1 号)。 火災警報の発令時には、必要がある場合は立ち入り禁止となること。	ヒアリングにて確認。	口頭で説明。
海外地域の消防上の基準 (規程 21 条-2 号)。 火災警報の発令時には、必要がある場合は立ち入り禁止となること。	ヒアリングにて確認。	口頭で説明。
海外地域の消防上の基準 (規程 21 条-1 号)。 火災警報の発令時には、必要がある場合は立ち入り禁止となること。	ヒアリングにて確認。	口頭で説明。
海外地域の消防上の基準 (規程 21 条-1 号)。 火災警報の発令時には、必要がある場合は立ち入り禁止となること。	ヒアリングにて確認。	口頭で説明。

設備の撮影

帳簿の撮影

メジャーの目盛の撮影

3. 実施内容

実証の結果

【 審査時間 】 1 回当たり40分程度 (従来) 20分程度

【 対応人数 】 審査をする側 : 1人 (従来) 1人
申請側 : 1人~3人 (従来) 1人

【 コメント 】 ① リモート監査について



(大分県様)



(店舗A様)



(店舗B様)

- ・映像は特に問題なかった。
- ・暗い箇所が少し気になった。
- ・音声は特に問題なかった。
- ・場所によって通信の安定性等が少し気になる。
- ・スマホでの撮影がひとりでは難しい場面があった。

② アプリケーションについて

- ・操作は難しくなかった。
- ・位置情報の誤差が発生するケースがあったが、映像等で補完できた。
- ・このくらい簡単でシンプルの方が良い。
- ・外付けのカメラの方が良いとも思ったが、審査用に準備しないといけなくなる。

スマホを持ったまま鍵を開ける、メジャーで測る

実証の様子



4. 評価及び分析

評価

- ① Web会議形式で目視と同等以上の操作性と精度
映像、音声、指示など、**問題なし**。
- ② スマホの位置情報で審査の実効性を担保
店舗Bで誤差があったが、入口から撮影してもらうことで補完、審査の実効性の担保には**問題なし**。
- ③ 使用するアプリで遅延なく会話や確認が可能
店内で音楽が流れている等、特殊な環境で聞きづらいことはあるが、遅延もなく会話としては**問題なし**。
- ④ 使用するアプリが十分なセキュリティ対策済み
サーバでセキュリティ対策、ログイン機能の実装、録画機能がないこと等、セキュリティ対策に**問題なし**。
- ⑤ Web会議形式での審査が現在の審査方法よりも効率的
審査に係る時間は27時間36分削減。経費は195,378円削減。特定の条件の下であれば**問題なし**。
- ⑥ 使用するアプリの操作が容易
操作でつまづくこともなく、**問題なし**。
- ⑦ スマホのカメラで申請内容に適合しているか判断
設備、帳簿、メジャーの目盛は十分に判別できるものであり、適合しているかの判断も**問題なし**。

4. 評価及び分析

分析結果と課題

- ・本アプリケーションを使ったリモートでの監査の実施は問題ない。
- ・拘束時間が大幅に削減できており、今後の人口減少による要員不足の対策にはリモート審査は必須。
- ・Web会議自体に慣れている人も多く、リモートへ移管することの追い風になっている。

【 検討事項 】

コストについて

- ① 本アプリケーションを単独で導入するとコストが高くなる

他の都道府県との共同利用や本事業以外で実地調査が行われている事業への適用を考える必要がある。

- ② 申請側（審査を受ける側）の対応人数が増える

増える理由としては、「スマホに慣れていない」、「スマホを持つと手がふさがってしまう」などがあげられるため、今後、国民全体へのスマホ普及策の検討や新たなデジタルデバイスの登場などが求められる。

総合的に判断すると本アプリケーションを活用したアナログ規制の見直しを進めるべきである

本アプリケーションは本事業に特化したものではないため、
同じように実地調査が行われている法令や規制に関しては活用が可能



ご清聴ありがとうございました

株式会社オーイーシー
DX・海外連携推進室
川野 芳樹

